

【特集】

古典・原典・史料の世界

## 史料蒐集の醍醐味―戊辰戦争期の江戸民衆意識解明を目指して―

奈倉 哲三

はじめに

日本史上最大の内戦《戊辰戦争》、そのさなか、旧幕府根拠地の江戸で生活していた民衆が、この支配の激変をどう捉え、いかなる意見を発信したか、この十年、私の関心は専らそこにある。

この関心を研究として遂行するために、戊辰戦争期の江戸・東京に関する史料を探索、活字刊行史料の複写はもちろん、各種研究機関・所蔵機関に未活用そのまま埋もれている、未翻刻原写本史料の写真撮影・マイクロ複写蒐集作業に微力を尽くしてきた。その結果、膨大量となった蒐集史料を基礎とし、戊辰戦争期の江戸民衆意識を探るための前提論考を、すでに幾つか発表してきた。本稿もその一つである。この誌上では、閏四月の新政府役人による江戸情勢観察、八月下旬での脱走兵屯集、第一回東幸時の歓迎体制作りと緊張の東京情勢、などを探っていく。

一 「大村益次郎覚書」が語る江戸民心の朝廷離叛

(一)「旧町奉行所による窮民御救い」を知る

慶応四年（一八六八年、改元は九月八日）四月四日、橋本実梁・柳原前光両勅使先鋒総督が江戸城に入り、勅諭五ヶ条を伝えたことに始まった官軍の江戸進駐は、十一日の東海道先鋒総督軍の入城を経て、二十一日の大総督有栖川宮熾仁親王の入城により江戸占領が本格化し、新政府による江戸支配の模索が始まる。この時期の江戸府民の官軍入城への反発についてはすでにいくつかの論考で紹介したので、<sup>①</sup>ここでは、その翌月、閏四月時点での、新政府側による江戸の民心観察を見る。

東京大学史料編纂所所蔵の維新史料引継本に、「大村益次郎覚書」と題する、京都太政官政府への上申書「目録」と覚しき文書（昭和五年写本・貴重書）があり、「閏四月」との後入れがある。<sup>②</sup>「目録」としたのは、「一 日光山之事、一 結城之正姦戦之事

但香川出張之事、一 近藤勇之事」といった三十四項目（一項目見せ消し）が列挙され、項目の後は「上 益二 白」とあるのみで、表白文本体がないためである。<sup>(3)</sup>

四月二十七日、軍防事務局権判事大村益次郎は同判事となり、江戸で大総督を補すべく、閏四月一日大坂を出船、四日江戸着、翌五日に江戸城西丸に入り、大総督のもと、東海道先鋒総督橋本実梁・北陸道先鋒総督四条隆平・海軍先鋒総督大原俊實（重賞）らと軍議に入り、関東・江戸情勢を具体的に把握していく。<sup>(4)</sup>

軍防事務局判事である大村が記した「上申書目録」（仮題）三十六項目は、当然、軍事的な側面からの意見項目が圧倒的に多いのだが、江戸府民に関わる項目も幾つか挙がっている。以下、その項目のみを順に拾いあげる（頭に a b などを便宜上付す）。

- a 一 民心朝廷に離叛之事
  - b 一 賊徒暴行万民難済之事
  - c 一 徳川より江戸市中之者へ救米之事
  - d 一 西郷始メ民政ニクラキ事
- この内、d のような、他の官軍幹部に対する批判もしくは評判を記したものに、
- e 一 山道両督諸道ニ被忌之事 但シ嫉妬有之候事

f 一 山道両督ニハ大ニ悪口愚弄之事  
などがある。e f とも本文欠のため内容は把握できないが、全体として齒に衣を着せない、大胆な直言であることが判る。

b のような、官軍幹部である故の平板な観察も含まれているが、a c d には、府下市民・民衆の「心」の掌握に努めようとする大村の姿が窺われる。d も内容が判らないので西郷に対する具体的な批判点は不明だが、「民政」に腐心することが大切とする大村の視点だけは見える。この視点に立つての最大の心配事が a の項目である。ここで注意を要するのは、民心が離叛している対象を「官軍」と記さず、「政府」とも記さず、「朝廷」と記したことがある。これが、大村の最大の危機感なのである。

大村が「民心」は「朝廷に離叛している」と観察した内容が、何をどこまで掴んでのことなのか、本文欠のため明確には把握できないが、c の項目が挙げられたことで、背景が見えてくる。

大村が江戸に着いた二十日余り前の四月十一日に、東海道先鋒軍が江戸に入城したのだが、その前日までに、江戸町奉行佐久間鑄五郎信義が江戸保管米を江戸の窮民に配るといふ、大胆不敵な行為をおこなったことは拙稿 A であきらかにしたとおりだが、それを掴んだのである。江戸市中取締を中心とした府下民政については、大総督官が入城した四月二十一日その日のうちに、旧町奉

行石川河内守利政・佐久間鑄五郎に対し、大総督府が委任したことであり、大村が江戸に到着した閏四月四日その日、この決定—市中取締は旧幕府町奉行所が引き続き行う—が、田安慶頼よりの達しとして「江戸町中不洩様」に触れ出されていた。関東各地での戦闘激化により、官軍中軍（江戸駐留軍）は城門警備に割くのに精一杯で、江戸府民への支配に宛てることは不可能であったことを着任早々知った大村が、後日、旧幕府町奉行所による窮民御救いを知ったところで、ただ歎息する以外なす術も無かった。

## （二）事件としての民心朝廷離叛

では大村がこの「上申書目録」を記したのは閏四月のいつか？ 三十六項目中、確認できる最新の情報群がいずれも四月下旬から末までのことであるため、閏四月の遅くない時期、つまり、軍議に初めて加わった五日からさほど多くの日数を経っていない時期に、一通りの情報収集と大村独自の観察をし終えたところで、メモ的な項目書をまず書き留め、この目録にそって、上申表白本文を記していったもののように見えてくる。

そのころ、民心が離叛しているのは「官軍」や「政府」に対してだけでなく「朝廷」に対してもだ、と認識せざるを得ない事態が、実際に江戸府内一部で展開していた。それは、東叡山寛永寺

に住する輪王寺宮公現親王への「上京して天機伺せよ」との朝命に、上京やむを得ずと応じた輪王寺宮に対し、門前町人や寛永寺領江戸府内町々・近郷農民らが、「上京しないでくれ」との歎願行動を激しく展開していたことである。この事件については、別稿でやや詳しく述べたので、そちらを参照していただきたいが、朝命に応じて輪王寺宮が寛永寺を出て上京発途すれば、寛永寺重器を「警衛」している彰義隊を掃討する戦争を官軍が起こすのではないか、という恐怖心と、徳川の時代が終わって朝廷政府の時代になれば、寛永寺領一万一千余石の近郷農民・府内町民はどこに放り出されるのか、といった根源的な不安からであった。

この歎願行動は数日間にわたって激しく展開され、そのため、上京延引を宮・寛永寺が決め、歎願が受け入れられた結果になったのだが、歎願文が木板摺りで出回ったり、もう一つ別の歎願書が『中外新聞』で報じられたり、さらには謎解きを含めた錦絵報道も出るなどして、江戸中に広く知れ渡ることになった。

『中外新聞』がこれを報じたのは閏四月十五日頃（発行予定は十日）で、この上申書目録を記すときにはまだ見ていなかった可能性もあるが、それとは別の一枚もの歎願書摺り物は、閏四月に入って数日のうちに出ていた。したがって、大村が「民心朝廷に離叛之事」と記した背景の一つに、こうした府下町人の行動が

あったことはまず間違いない。

東海道先鋒総督軍入城の前日、御救い米が旧幕府町奉行の決断によって江戸窮民に配られたその当日、東海道総督府参謀名による町触が江戸市中に触れ出された。そこにあった「百姓町人共においては元来天子の御民にて、万民塗炭の苦を救わせられ候は、朝廷もとより御趣意に候」との言は、江戸町民にとってはまったくの空語でしかなかったのだが、<sup>8)</sup>実はその通りに、江戸町民にとっては空語である、と把握してしまったのが、新政府軍防事務局判事としての大村益二郎だったのである。

## 二 脱走方の東京（江戸）近郊屯集と脱走方援助

### (一)四ツ葉村の記録

この間四月から五月にかけても、江戸府民の反官軍・反政府・朝廷離叛の感情はなお沈潜していたのだが、五月十五日、寛永寺にこもる彰義隊を壊滅・離散せしめた上野戦争は、官軍にとって、これにより漸く江戸府内の軍事的不安を一掃し得たことを意味していたのだが、江戸に生活する民にとっては、輪王寺宮公現親王が山に居るまま砲撃したこと、彼らの誇る名所中の名所、上野のお山を一日にしてほぼ廃墟同然にしたことで、むしろより一層、官軍への憎しみを増幅させる要因となった。その憤りの激し

さについては、拙稿C・Dなどを参照していただくとして、ここではやや飛び、八月下旬の史料を紹介・考察する。

これも東京大学史料編纂所蔵特殊蒐書の貴重書であるが、これは後の写本ではなく、「四ツ葉村諸留」と題する原本、一二〇冊に含まれているものである。その第四八冊の横帳の表紙には、「松月院脱走方屯集二付諸入用足賃割合帳」と題されているのだが、脇書の日付が「慶応四辰年八月廿五日」とあるのだ。<sup>9)</sup>

八月二十五日に「脱走方屯集」。これは驚愕である。

五月十五日の上野戦争で江戸での軍事制圧を果たした四日後、十九日に東征大総督府支配直下に江戸鎮台を置き、鎮台の下に旧町奉行を市政裁判所、旧社奉行を寺社裁判所、旧勘定奉行を民政裁判所へと編成替えし、ようやく旧幕府支配機構を改組した。二ヶ月後の七月十七日には江戸を東京（府）と改称、江戸鎮台と鎮台下の市政裁判所も廃し、新たに駿河以東十三方国・関八州を司る鎮将府を置き、大総督府を関東軍事専任とする体勢に強化、八月十七日には幸橋門内元柳沢甲斐守屋敷を東京府庁舎とし、政府直轄の東京（江戸）支配が本格スタートしたのである。だから、八月二十五日は東京府内は東京府の支配、府下近郊は鎮将府の支配下にあり、ここに、旧幕府「脱走方」が戦うために「屯集する」<sup>10)</sup>などは、万一にもあつてはならないことだった。

そこでまず表紙からはじめ、帳全体を詳しく検分していく。

〔表紙〕

慶応四辰年八月廿五日

松月院

〔脱〕

脇走方

屯集に付諸入用人足賃割合帳

四ツ葉村

四ツ葉村は武蔵国豊島郡四ツ葉村、徳丸四ツ葉村とも称し、現在の板橋区四葉一〜二丁目、徳丸四丁目・八丁目、高島平三〜四丁目・八丁目、赤塚一丁目・赤塚新町一丁目、新河岸二丁目などが含まれる地域で、この時期慶応四年には、石高二百九十六石余りを数える東叡山寛永寺領の農村であった。<sup>(1)</sup>松月院は四ツ葉村の北西にほぼ接する場所にある曹洞宗の大寺である（現、板橋区赤塚八丁目）。帳を開き、一丁オモテから丁を繰っていく。

覚

辰八月廿五日昼後  
同 廿六日朝迄

- 孫右衛門
- 福次郎
- 藤右衛門

壺人に付  
六百文ツ、

- 権十郎
- 紋四郎
- 金左衛門
- 磯右衛門

才三郎代り

- 藤八

○ 伝右衛門

○ 惣左衛門

メ拾人

壺人に付

金貳朱ツ、

宰領

- 庄三郎
- 福次郎

廿六日朝後

同日昼後迄

壺人に付

三百文ツ、

メ三人

- 才三郎
- 藤八
- 孫右衛門

壺人に付

金貳朱ツ、

宰領

- 右同人

同廿七日朝後

松月院掃除  
昼後引払

- 九兵衛
- 勘之丞

壺人に付

三百文ツ、

〆式人

忝人に付

金貳朱ツ、 宰領〇右同人

人足拾貳人半

此賃錢七貫五百文

宰領六人

此賃銀四拾五匁

八月廿七日夜九ツ時頃より

山田一太夫様附属

一金貳朱

〇上板橋宿え出役に付

場所様子凡被呼出  
福次郎

賃金合

金三百貳朱と

七貫五百文

四ツ葉村村民は八月二十五日から「脱走方」が直ぐ近くの松月院に屯集していることを知り、二十七日朝まで「人足」を松月院へ交代で出した。この「人足」は幕末期関東組合村などの、非常時の「人足」がそうであるように、村役など重立った面々である。二十六・七両日は「宰領」二人の下での人足も出すが、それも二十七日朝までで、朝後には松月院を掃除、昼後には「引払」って

いる。同日夜九ツ時（深夜十二時）、山田一太夫附属の出役に、

「場所様子凡<sup>ばしよのようすのおよそ</sup>」を報告するため福治郎が呼び出され、東山道板橋宿（四ツ葉村より東南方向六く七キロ）に出向いた。山田一太夫

とは、慶応四年六月十九日、江戸近傍の旧幕府領および旗本知行

地を支配するために、特に政府が置いた武蔵知県事の一人で、旧

忍藩士山田政則である。つまり、二十七日朝後に四ツ葉村の者が、

「脱走方」の居た松月院を綺麗に掃除し、「引払」った後に、脱走

方松月院屯集を知った知県事下役が板橋宿まで駆けつけ、深夜に

四ツ葉村名主を呼び出し、事情を問い糾したのである。

続く諸入用覚で、細部が見えてくる（便宜上 a ~ i を付す）。

諸入用覚

諸入用覚

八月廿五日

a 一 金四両三朱

貳百五拾八文

両に九五買

白米四斗入り

昼膳

同夜

b 一 貳百貳拾四文

宰領出張に付  
桃灯遣す蠟燭

三丁

同廿七日夜

c 一 七拾貳文

知県事上板橋宿  
御出役に付下赤塚村より  
御用状写持参致し

蠟燭壺丁被致無心

d	一 七拾弍文	同	右御用状写并 役当に付右同断 巻丁
e	一 七拾弍文	同	御用状継送り に付蠟燭巻丁
f	一 弍百弍拾四文	同	上板橋宿え罷出 に付福次郎遣 蠟燭三丁
g	一 壹貫四拾八文	同廿八日	上板橋宿にて 右同人両度分 飯料
h	一 百文	同	右同人同宿にて 蠟燭巻丁買上ル 半紙半状
i	一 七拾弍文		帳面に用る

〆金四両三朱と  
 弍貫百五拾八文  
 式口〆金五両壹朱と  
 九貫六百五拾八文  
 為銀三百六拾壹匁七分  
 高巻石に付  
 銀巻匁弍分壹厘

(二)「松月院脱走方屯集」の意味と四ツ葉村の関わり方

この後には、全入用金を高割で負担した金額が、一人(戸)ずづ全五十二名(戸)の氏名と共に綴られ、帳が終わっている。

この「諸入用」は、先の人足賃とは別の入用である。aに貴重な事実が隠れている。八月二十五日、つまり、最初に四ツ葉村から人足を派遣した日、一両で九升五合ほどしか買えない白米四斗入り一俵を、金四両三朱と錢二五八文で購入したのだが(戊辰戦争期、秋の米価は急騰しており、実際、八月の関東米相場はほぼこれくらいである)、そこに「昼膳」と記されている。

この一俵四斗が二十八日昼食一回分の白米なのだ。二十五日から二十七日までの、四ツ葉村からの「人足」の飯料は、人足賃に含まれている(一人三〇〇文が一食分と詰め賃と看做される)ので、これは全部「脱走方」の二十五日昼飯分白米である。当時、空腹時の兵士は一食に四合前後平らげる。四合として一〇〇人。「屯集」と表現されるに十分な人数である(二十五日夕〜二十七日朝まで、五回分の飯料は記されていないので、四ツ葉村の負担ではなく、松月院の負担によるものであろう、なお、当時の多くの寺院には一斗炊きの大釜がある)。あとの諸入用のうち、二十七日までb〜fはすべて一本七二文の蠟燭代だが、cの、知県事出



役が蠟燭一本を無心したとの記事には苦笑させられる。

二十八日gは、二十七日深夜の呼び出して宿泊を余儀なくされた福治郎の二食分飯料に宿代が加わったものと思われる。iの半紙半状はこの帳面代である。

eには、「御用状継送り」とあるので、武蔵知県事山田一太夫下役から呼び出されたのは四ツ葉村村役だけではなさそうだが、近村も含め、今のところ関連史料を見いだしていない。

そのため、この帳面が事件の顛末を具体的に把握する唯一の直接史料であるが、四ツ葉村の性格と寺院屯集の事実とから、もう少し事件の性格を想像することが出来る。

先にも記したように、四ツ葉村は東叡山寛永寺料の村であるが、前章(二)で民心朝廷離叛の事件として触れた輪王寺宮上京延期歎願行動には、寛永寺領農村が大きき力を發揮したのだが、「東叡山の御恩沢によってこれまで安穩に暮らしてきたのだ」との立場での歎願行動を、謎解きで報じた錦絵中に、四ツ葉村もはっきりと画き込まれていた<sup>⑩</sup>。背景には、あきらかにこの強い東叡山領意識がある。

百名前後の「脱走方」が二十五日昼前に「屯集」し、二十七日朝松月院を引き払うまで、四ツ葉村村民は何かと「人足」を出しながら、武蔵知県事側は二十七日夜になって板橋宿に駆けつけ、

四ツ葉村村役を呼び出して事情を問い糾そうとした。つまり、四ツ葉村も松月院も「脱走方屯集」の事実を、「引き払い」までは知県事にも鎮将府にも知らせなかったのである。松月院は何故知らせなかったのか、それは、この「屯集」がこれから戦うための「屯集」ではなく、謹慎の態度を示すための、伝統的な「寺入り」だったからであろう。つまり、「脱走方」としての行動に終止符を打ち、「解兵」するための行動だったのである。

謹慎寺入りは伝統的には相手方が認めるまで、ひたすらの謹慎が求められる（慶喜の事例を想起されたい）。問題は、謹慎のために寺入りしたことを、どう官軍側に伝えるかである。下手に伝えれば全員が捕えられる。隊の誰かが松月院と繋がりがあり、直ぐ近くの四ツ葉村が強い寛永寺領民意識をもつ村であったことも知っていた「脱走方」は、選んで松月院に入り、直ちに四ツ葉村に、恭順「解兵」を成功させる手立てを相談するために連絡をとった。驚いた四ツ葉村では、昼から相次いで村の重立ちが入れ替わり立ち替わり松月院に入り、相談に応じた。その結果、《今「謹慎のための入寺」を知県事もしくは鎮将府に知らせても、捕えられ、厳しく詮議されるだけである。事実として「解兵」を進め、後は個別に、府内・府下にそれぞれ潜伏する以外にない》との判断を下したのであろう。



この推測を裏付ける史料が内閣文庫文書『東征総督記』全23冊中「往復記」第五冊(a)と「御使番日記」第二冊(b)にある。a八月二十八日の項は、会計局判事が大村益二郎に宛てた手紙の写なのだが、武州下赤塚村(松月院のある村)の「屯集人」に関する知県事山田一太夫下役からの「探索書」を廻します、と記されているだけである。b二十八日の項には、「一昨夜板橋辺賊徒屯集之由」とあり、薩摩・尾張・徳島と志筑藩の兵が出張したが、「賊退散之由二而引取候」とあり、板橋宿止まりで現地にさえ行っていない。あきらかに解兵後に「屯集」を知ったのである<sup>(14)</sup>。

この「脱走方」が、どこで戦い・敗北し、どこを通って松月院へとたどり着いたのか? 脱走隊の行動・正体の一切は不明である<sup>(15)</sup>。ただ、数ヶ月間、官軍に捕まることなく移動を果たし得たこと、松月院に入り直ちに四ツ葉村村民の援助を受け、松月院からも理解を得られ、身の処置を彼らに任せたこと、その後の探索網にもかからなかったことが推定されることから、脱走隊のなかでも、「折り目正しい」者たちであったことが想像される。

八月下旬、府下近村でも、「脱走方」に同情し、彼らの命を守り、無事潜伏させる手はずをとって、和平の維持に動く村民がいたのである。この後、九月になって、「脱走潜伏」についての触達が何度か出され、第一回東幸を迎えることになる。

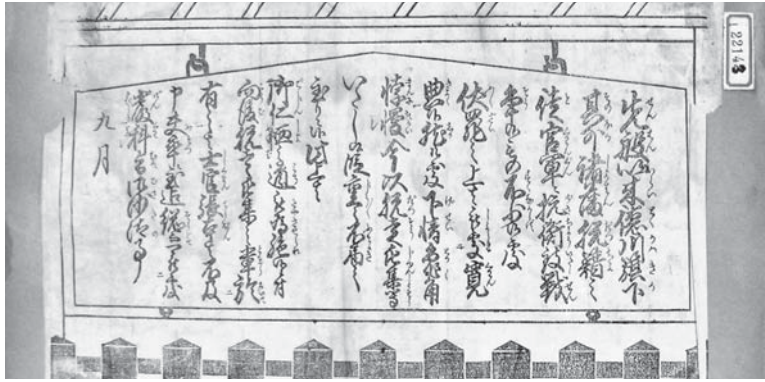
### 三 第一回東幸時における東京府内の緊張と迎えの態勢

天皇睦仁(諡号明治)の第一回東幸は、九月二十日に京都を発輦し十月十三日に東京に着御、十二月八日に還幸のため東京を発輦し二十二日に京都に還御する。この第一回東幸時の、いわゆる「御酒下賜」の実態とその意図については別稿で検討したので、本章では東幸直前の九月から東幸中の十月十一月、政府にとってなお「緊張」した情勢があったことを、諸史料から解明していく。

#### (一) 九月六日の「脱走屯集」厳科沙汰書

天皇東幸は八月四日に京都太政官から布告されていたが、江戸湾品川沖に滞留していた榎本艦隊が八月十九日に脱走したことにより延期論が出ていた。それでも八月二十八日には九月中旬と定め、九月十三日、延期論者を説得するために上京した大久保一蔵(のち利通)の働きが功を奏し、九月二十日発輦と定まった<sup>(17)</sup>。

これらの動向は東京にも『太政官日誌』第四十九号以降、その都度伝わってきていたが、九月十八日に、品川宿から江戸城西丸までの道筋が治定したとの通達が鎮将府弁事から東京府判事に正式に下され、翌日、東京府から府内組々世話掛名主へ申し渡されたことで、東京府民にとっても、東幸が具体的なものとなった<sup>(18)</sup>。



この九月、日にち不明の奇妙な文書がある。国文学研究資料館の画像データ公開文書に含まれる、次のものである(上図)<sup>19)</sup>。

「高札文言」ルビ部分を

除き、改行は本文のまま、読点を付して記す。

先般以来、徳川旗下

其外諸藩脱籍之

徒、官軍に抗衡致、戦

争候もの不少候処、

伏罪之上は被処寛

典候、然ル処、下情兎角

悻慢、今以脱走屯集等

いたし候段、重々不屈之

至りに候、此上は

御仁恤之道被為絶候二付、

向後、脱走屯集之輩、於

有之は、士官張本は不及

申、夫卒に至迄総て可被処

厳科旨、御沙汰事

九月

「高札」が一枚もの摺り物となつて出たことは今までもよく

あつたし、文言自体に不思議は無い。むしろ、「下情とかく悻慢し、

今もつて脱走屯集等いたし候段、重々不屈の至り」との文言は、

松月院に「屯集」した「脱走方」が四ツ葉村民に助けられ、無

事諸方に潜伏したことを、武蔵知県事が知り、総督府に伝つたた

め、「向後、脱走屯集の輩これ有るにおいては、……厳科に処せ

らるべき」としたので、と考えられるほどに真実性がある。

奇妙なのはルビである。抗衡をげき×××、寛典をくわんき××

×、屯集をじゅんしゅう、仁恤をじんしよ……。触にルビを付けた

一枚摺りものに誤りがあることは多い。だが、これはかなり酷い。

抗衡はともかく、寛典・屯集・仁恤は当時頻出語である。

しかし、この文書はいわゆる「偽文書」ではない。文面自体は

真正正銘の大総督府沙汰書である。もちろん元の沙汰書にはルビ

は無いが、本文は表記の違い以外異なるところは無い。『東征総

督記』中の「御沙汰書」第二冊、九月六日の項に写されているも

ので、大総督下参謀から軍務官大橋慎三に下されたものである<sup>20)</sup>。

ただ、沙汰書は、「右之通、今般御治定相成候候条、為心得申

達置候事」と、「心得」としての「申達」に留められたうえ、総

督府軍務官から、鎮将府弁事へは諸藩と朝臣のみへの触達とし、

東京府判事へは府内三箇所の高札のみで触れ示すだけに留めよ、

との指示が補足として出されていた。

東京都公文書館で、鎮将府の出した布告集「鎮将府御布告留」全七八点と、東京府の出した町触集「町触帳」全一七三点を精査してみたのだが、存在しなかったのはそのためであった。何故限定を付したのか？ それは、「脱走屯集」の事実のみを触れ出し、捕縛を報ずることが出来なければ、東京府民・近郊農民が「脱走」を安全に匿っていることが浮き彫りになるだけだからである。

では、あのルビ付き一枚摺りは何か？ 読み聞かせて徹底させる町触にはせず、高札場に掲示されただけのものを読み聞かせに近い状態にするには、ルビを振り、広く配ることだ。高札を見た者のなかに、「脱走」を匿っている市民と、潜伏「脱走」に対し、「今後は、賊徒屯集は夫卒に至るまで厳科に処する」方針を総督府が決めたことを、知らせたい者がいた。だが、悲しいかな、機転を利かせた者の言語知識が、少々不足していたのである。

## (二) 大久保・木戸・三条らの東京認識

次に、この情勢を見据え、東京の民心把握のためにこそ東幸は緊要だとしていた政府高官の発言を拾い上げておく。

### (1) 大久保一蔵発木戸準一郎宛書翰

まず九月五日付、大久保一蔵発木戸準一郎（のち孝允）宛書翰、

これは木戸発八月二十八日付大久保宛書翰への返信である。活字史料であるが、引用にあたっては読点・ルビを付し、読み下す。

木戸が、東京の旗下家臣以下の民心掌握についてなかなか成果があがらないようだがどうなっているか、と問うたのに対し、大久保は、「幾重にも細作さいさくを入れ、大略その根本たる処も相分かり申し候間、不日に確証を得、必死ひつし々と押へ付け申すべく候、根を抜き候えは、枝葉は憂御座なく候、賊中に数人入れ置き申し候御処置ぶり、甚遅々に及び、手ぬるく思召もこれあるべく候えども、初発よりの手順もこれあり候ことに付き、止むを得ずの内情も御座候いて、果敢は取り申さず候」と述べている。<sup>(2)</sup>

「細作さいさく」とは、間諜・問者の意である。「賊中に数人入れ」とあるので、未だに朝臣化せず帰趨不明の旗下家来のなかだけではなく、「脱走方」や旧幕臣などの間にも入れたのだと思われるが、どのように入れたのかを語る史料などは、もとよりない。

書翰中の「根を抜き候えは、枝葉は憂うれさなく候」「果敢は取りもうさず」などを見ると、四ツ葉村民を頼って松月院に入った「脱走方」は、或いは大久保が放った間諜に「誘導」されて「解兵」の道に進んだのか？ との考えも一瞬生じるが、しかし、「不日に確証を得、必死ひつし々と押へ付け申すべく候」とあるうえに、武蔵知原事に頭分の名さえ知られずに「引払」まで済ましたとな

れば、やはり、先の「脱走方」は、その大久保らが放った間諜らの網にも掛からずに、無事潜伏し終えたことになる。

東京府民心が政府にとって好ましい状況にないことを痛感していた大久保にさえ、事態は把握しきれいていないのである。

(2) 大久保一蔵岩倉具視宛書翰・蓑田伝兵衛宛書翰

次に、在京の東幸反対論者を説得するため大久保が一旦上京した九月中旬頃、岩倉具視に宛てた書翰中の文言を見よう。<sup>(2)</sup>そこでは「御着輦のうえ、小恵を以て人心を取り候様の儀、大いに然るべからず候」と、少しばかりの恩恵を施して民心を掌握するよくなあり方には反対しながらも、「如何様、金玉を鏤め候高論にても、全く反古と相成り候様にては、東国の民心にしては決して感状奉らず候間、呉々モ、不知々々雨露ノ恩に湿り候様御仕向け、自ら御威信并行はれたく、希望奉り候」と、知らず知らず恩恵にあずかるようにすることで、威・信ともに民に浸透する様にはかるべきだ、と深謀遠慮をめぐらしている。

同じく在京中の大久保が蓑田伝兵衛に宛てた九月二十三日付書翰中では、「朝廷を知らない」ことに歎きが集中している。

「今般東京実地を踏候処、思ひしよりも多少の内情これ有り、中々以て難しく、御親臨より外に平治の方算、御座有るまじく候」

「数千年皇化之及ばざる上、徳川氏覇府を開き、朝廷在るを知ら

しめず、殆ど三百年、況んや風土人質、固陋頑愚なるをや」<sup>(3)</sup>

(3) 木戸準一郎岩倉具視宛書翰

大久保と同じく東京民心の掌握に困難を覚える木戸準一郎は、大久保とは異なり、本質的に「民心」自体を信用していない。

「大久保の説、もつとも至極に御座候え共、天下は十に八九は愚者のみに御座候」と露骨な愚民観を吐露、そのうえで、「識者のみ安心仕り候とも、愚者安心仕らざるときは天下治り申さず、随つて皇国も開き申さずと存じ奉り候」と断言する。九月十三日付で、木戸が岩倉に宛てた書翰中の文言である。<sup>(4)</sup>

(4) 三条実美岩倉具視宛書翰

では、その東京の民心掌握のためにこそ東幸を早期実施すべしとする彼らは、東幸にどういった工夫が必要と考えていたのか、三条実美は岩倉に次のように述べる。「当地の人心、威武の蔽に服さずして衣冠の尊に服し候情態に御座候、今日の人心を服せしむるは、実に朝廷衣冠の文札を以て御示し遊され候はば、大いに人心を服するものこれ有るべくと存じ候、従来、朝廷の文褥墮風大いに一振これ無ては相成らず候え共、今日は関東武治の民を服する、却つて朝廷の文を以て刻義すべしと相考え候」。

「王政復古」には朝廷風俗の一新が必要と考えていた三条も、東京の人心を服させるには、反対に、見慣れない朝廷風の衣冠を

見せつけることが良い、というのである。これを岩倉が採用し、実現したことは、いわゆる「東幸錦絵」中に、雅やかな衣冠装束姿が画き込まれた行列錦絵が多数有ることも、判断できる。

### (三) 迎えの体制作りと東幸中の新たな緊張

#### (1) 迎えの体制作り

府下の民衆を政府に靡かせることの困難さを把握していればこそ、何とか政府側に引きつけるための東幸を実現させなければならぬ。迎えの態勢がその視点から作られていく。

東京府はいよいよ着輦が近づいてくると、細々とした触を何度か出すが、九月中旬に出された「品川十八ヶ寺門前より呉服橋御門迄、町々名主共」宛に出された触は、とりわけ詳細を究めている。この指定された地域は、鳳輦が品川宿を出て西丸に入るまでの順路の内、一般人が迎えうる範囲内のすべての町々であり、ここから先は在東京の政府役人と東京府役人による迎えとなる。

この触のなか、かつての和宮下向時の触などと同質の項目は、火の用心の徹底・道路の清掃・町々の片付けなどであるが、そのどれもがその時より遙かに徹底している。例えば、「御道筋町々横町メ切場所、其外御見通長き処、締り不宜所は見計、竹矢来・竹木戸補理可申候、但、メリ喰違明き場、其所の道巾にも寄候得

共、乗懸馬通り候程、八九尺程の明きにて板木戸仕付、并竹矢来木戸共右同断取付可申事」といった具合である。

しかし、東幸独自の迎えの態勢は、こういった「統制」にあるのではない。次の二つの項目が、東幸で初めて出た項目である。

a 一 御道筋、町々名主麻上下、家主共羽折袴着、可罷出候

b 一 御到着の節、御通行町々、往来人為差留候には及不申候得

共、差懸り男女とも、土間平伏為致可申候<sup>20</sup>。

a 町名主は麻袴で、家主は羽織袴で迎えに出なさい、b 着輦当日、御通り筋の通行禁止はしないが御行列にさしかかった場合には、男女とも（沿道脇店などの）土間で平伏せよ、これが事前には義務づけられたのだ。a の町名主と家主は、品川十八ヶ寺門前から呉服橋御門までの通り筋だけで膨大な人数となる。そこにb が加わる。なるほど、東幸錦絵中の行列絵には、多数の府民・市民が沿道で拝礼している姿が画かれているが、それは、事前の「麻袴・羽織袴」歓迎、「土間平伏」強制によるものだったのだ。

#### (2) 新たな緊張—潜伏脱走兵と戦勝帰還兵との衝突回避—

かくして完璧な歓迎態勢が作られ、天皇は十月十三日に西丸に入った。その後「御酒下賜」のため、十一月四日に東京府庁で町名主へ酒樽分配を済ませ、六日・七日両日を「市中一同家業休業」して「御酒頂戴」をさせるといって一大企画を実施したのだが、そ



のと真ん中の十一月五日、緊迫した状況が窺える布令が「組々世話懸名主共」宛に出ている（平出二字空き、闕字一字空き）。

脱走浮浪之者共、今以東京市中に致潜伏居り、様々横行人民を苦しめ候趣達 叡聞深く被腦 宸襟候、依之嚴重御取締向被 仰出候、折柄奥羽北越之大軍御引揚に相成、市中商家え致止宿候に就ては、自然混雑之憂も有之間敷とは難申に付、右兵隊市中え止宿致間敷旨、軍務官より嚴重被達候事に候間、於市中も其旨相心得、已来止宿之儀申入候共堅相断可申、万一兵隊之中に右之 御深意を不心得もの有之強て申談候は、其旨早速軍務官え可申立、若心得違いたし私に止宿為致候ては兵士之為にも不相成候間、此旨堅可相心得者也

辰十一月

右之通被 仰出候間、組々不洩様早々可申通候也

十一月五日<sup>(28)</sup>

「脱走」に「浮浪」と続けているが、「東京市中に潜伏致し」とある以上、単なる浮浪人ではない。「様々横行し、人民を苦しめ候」であれば、その者達の召し捕りこそがこの布令の主眼になる筈だが、そこにはまったく向かっていない。

九月十一日に仙台藩降伏、二十日の発輦直後の二十二日に会津開城し松平容保・喜徳父子降伏、二十三日庄内藩、二十八日には南部藩主が降伏を請い十月十日降伏承認、これらにより十月下旬から十一月にかけて、相次いで官軍諸藩兵が凱旋入府してきた。問題はその府内に「脱走」が「潜伏」していることにある。「脱走浮浪」が「人民を苦しめ」ている事実がないため召捕ができない。府内どこかに「脱走」が「潜伏」していることだけが確かなのだ。だから帰還兵の宿泊先の方を統制する以外に術がない。

「市中商家え止宿致し」たら「自然混雑の憂もこれ有る間敷とは申し難き」、鉢合わせによる小競り合いが起こらないとも限らない、というのだ。だから、「右兵隊市中え止宿」させるな、と軍務官は厳命する。兵士の側から「止宿申し入れ」があっても堅く断れ、「強て申し入れ」があれば直ぐに軍務官へ通報せよ。市民側で勝手に「止宿させたりすれば、兵士のためにもならない」とは、完全に、偶発事故の発生を恐れているのである。

弱気と言えば弱気だが、とにかく東幸中に些細な事件でも起きてはならない、というのが大前提にある。「脱走方」が府内潜伏してはいても、すでに改めて事を起こすだけの力は無いとの判断も加わっている。そのうえに、東幸を計画通り進めれば、「脱走」を「潜伏」させている一般府民もやがては軟化するはずという、

東幸に託した基本理念がある、と考えるべきであろう。

緊張の布令には違いないが、すでに政府は脱走潜伏問題を九月六日の沙汰書時点ほどには重大と考えなくなっているのである。

老軀に鞭打ち、遮二無二史料を蒐めていたら、ようやく、明治元年十一月ころまでの江戸民衆意識解明の諸条件が整ってきた。史料蒐集の醍醐味はここにある、と言うべきか。

### 【付記】

本稿作成にあたり、東京大学史料編纂所ならびに国立公文書館・東京都公文書館には大変お世話になった。厚く御礼を申し上げる。なお本稿は二〇一二〜一四年度の三年間にわたり、本学特別研究助成費の交付を受けた研究課題を遂行した成果（本学『文学部紀要』第四八〜五〇号に公表）に続くものであり、かつ、二〇一六年度の東京大学史料編纂所一般共同研究「明治天皇第一回東幸の史料学的研究」（代表奈倉哲三）の成果の一部でもある。また、原写本史料の翻刻・呈示の責任は奈倉にあることはもちろんであるが、筆耕にあたっては、本学大学院人文科学研究科日本文化専攻修士課程を修了した石田七奈子（現、東京大学史料編纂所 学術支援専門職員）の協力を得たことを特記しておく。

### 註

- (1) 拙稿「もう一つの戊辰戦争—江戸民衆の政治意識をめぐる抗争 その1—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五七集、二〇一〇年、以下拙稿A。拙稿「ことわざから戊辰戦争をみれば」日本ことわざ文化学会編『ことわざに聞く』（二〇一〇年、人間の科学社）、以下拙稿B。拙稿「戊辰戦争期諷刺史料の歴史の意味」箱石大編『戊辰戦争の史料学』（二〇一三年、勉誠出版）以下拙稿C。
- (2) 東京大学史料編纂所（以下、東史と略記）所蔵特殊蒐書、維新史料引継本（以下、東史特殊引継と略記）Ⅱは572-3「大村益次郎覚書」。
- (3) 現在も捜索中であるが、表白文が作成され、太政官政府に上申されたものがあつたのかも、今のところ不明である。
- (4) 以上、大村の動きは、続日本史籍協会叢書『熾仁親王日記』一（一九三五年、東京大学出版会）閏四月四日・五日条、東京帝国大学蔵版『復古記』第四冊（一九二九年、内外書籍）一〇三頁、東史所蔵本「大村永敏事蹟」による。なお、大村が江戸情勢について危機感を懐いていたのは在京の時からで、四月二十日付宛先不明書翰（東史特殊引継Ⅱへ19-3）では、慶喜水戸退隠後の関東・江戸情勢を、かなり危ういものとみている。
- (5) 東京都公文書館所蔵文書『府治類纂』「行政」、同日項。
- (6) 近世史料研究会編『江戸町触集成』第十九卷（二〇〇三年、塙書房）一七四二六号。
- (7) 拙稿「上野のお山」をめぐる官軍と江戸市民の攻防」奈倉哲三・箱石大・保谷徹共編、論集『戊辰戦争』（仮題）下巻（二〇一七年十月刊行予定、吉川弘文館）以下拙稿D。
- (8) 拙稿A参照。
- (9) 東史特殊引継Ⅰは738-48「四ツ葉村（武蔵国）諸留」第四十八冊。
- (10) 「脱走方」のうち江戸近郊に近い動きとして、振武軍の田無村屯集および



飯能戦争については、松尾正人「摩多の戊辰戦争」同氏編『近代日本の形成と地域社会』（二〇〇六年、岩田書院・『田無市史』第三巻通史編（一九九五年、田無市）・飯能市史』通史編（一九八八年、飯能市）・『特別展飯能戦争 飯能炎上』（二〇一一年、飯能市郷土館）などを参照されたい。

- (11) 四ツ葉村の石高については、東史特殊引継Ⅰは7344「四ツ葉村（武蔵国）諸留」第四十四冊による。これは、東叡山領の支配頭である寛永寺目代田村権右衛門に、四ツ葉村名主長左衛門が慶応四年閏四月朔日付で提出した書上であり、全村東叡山領二九六石余を、その内訳「長照院様御霊屋料」御神（上野東照宮）料「中堂」料「本堂」料「ごと」に石高明細を記した書上帳である。なお『旧高旧領取調帳』では四ツ葉村石高は三二八石、浦井正明「上野寛永寺將軍家の葬儀」（二〇〇七年、吉川弘文館）では三〇一石余となっている。四ツ葉村でも最幕末期には町屋化が進行し、実質石高が減少していったものと思われる。※『徳川諸家系譜』全四冊に「チヨウシヨウイン」は長昌院・長勝院・超勝院・澄照院の四名。この内、長昌院以外の墓は東叡山と無関係。長昌院は徳川家宣の母であり、二八歳で歿。谷中善昌寺に埋葬されたが、家宣將軍宣下のち、東叡山に改葬されているので、この長昌院と思われる。『徳川諸家系譜』第一（一九七〇年、統群書類従完成会）。
- (12) 埼玉県立文書館所蔵文書、日録番号二二一四（件名目録・官房庶務編1）文書番号明九〇七「武蔵忍藩山田一太夫履歴書調（武蔵知県事）」。
- (13) 拙稿D参照。
- (14) 国立公文書館所蔵内閣文庫文書一六五—一〇—一三四『東征総督記』冊次17「往復記」第五冊、同冊次11「御使番日記」第二冊。
- (15) ただ、この脱走隊が松月院に入る前の行動に関わるか、と思われる記録が『東征総督記』の冊次1「御沙汰書」第一冊、八月二十四日の記事にある。ここでは、「脱走賊徒多人数」が「伝通院で集会を開き、水道橋・小石川辺に切込んだ」との情報を「全くの風聞」としつつも、薩摩・肥後両藩兵と竜虎隊に、

一応非常態勢に入るよう、指示が出されている。

- (16) 拙稿「東京都公文書館所蔵文書から探る天皇第一回東幸」『跡見学園女子大学文学部紀要』第五十二号（二〇一七年三月予定）以下拙稿E、参照。
- (17) 『明治天皇紀』第一（一九六八年、吉川弘文館）七八七—八三頁参照。
- (18) 東京都公文書館所蔵文書『府治類纂』第三五冊「戊辰、己巳、庚午・東幸 附行幸、行啓」より。
- (19) 国文学研究資料館所蔵、日本実業史博物館準備室旧蔵資料「維新擾乱禁止 布告」。
- (20) 国立公文書館所蔵内閣文庫文書一六五—一〇—一三四『東征総督記』冊次2「御沙汰書」第二冊。この沙汰書文面は『復古記』（一九三〇年、内外書籍）第七冊『法令全書』（一九七四年復刻、原書房）第一巻にも入っている。だが両編纂書には、下参謀が軍務官に下したものであることが記されていないばかりか、鎮将府と東京府への取り扱い指示が補足も採録されていない。
- (21) 日本史籍協会叢書29『天久保利通文書』二（一九二七年、東京大学出版会）二五二号文書。
- (22) 前註『天久保利通文書』二、二六〇号文書。佐々木克他編『岩倉具視関係史料』上（二〇一二年、思文閣出版）六二八号文書。
- (23) 『天久保利通文書』二、二六一号文書。
- (24) 前々註『岩倉具視関係史料』上、七三四号文書。
- (25) 『岩倉具視関係史料』下、（二〇一二年、思文閣出版）一二九号文書。
- (26) 以上、東京都公文書館所蔵文書『府治類纂』第三五冊「戊辰、己巳、庚午・東幸 附行幸、行啓」《追加》。『府治類纂』については拙稿E参照。
- (27) 「御酒下賜」に付いては拙稿E参照。
- (28) 東京都公文書館所蔵文書『府治類纂』第四冊「戊辰、己巳、庚午・布令」。

なお、この布令に対する、改正掛品川町名主と馬喰町以下六町の名主による署名捺印のある請書が、『町触帳』（明治元年限年辰年、常務掛）に入っている。